



答 申 第 8 4 8 号
令 和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、令和2年7月1日付け神危第564号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

健康危機事案下の健康相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 自然災害時の避難所への避難者や新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の健康危機事案に対処するため、ケアが必要とされる方の症状などの映像を収集することは、現場と区役所の保健師等との間で迅速な相談を行うことが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

健康危機事案下の健康相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 848

◎：条例第7条第3項に該当する情報

【システムの利用，対象者（要配慮者等）の健康相談・スクリーニングに必要な個人情報】

◎対象者（要配慮者等）の傷病，体調等の心身に関する情報

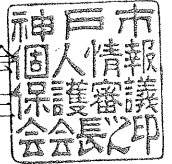
- ・電話番号
- ・通話開始・終了日時
- ・通話時間
- ・対象者（要配慮者等）の位置情報（自宅，避難している避難所等）



答申第 849 号
令和 2 年 7 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 1 日付け神危第 564 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

健康危機事案下の健康相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 自然災害時の避難所への避難者や新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の健康危機事案に対処するため、新たにスマートフォン等の通信機器を用いた映像通話システムを構築することは、現場と区役所の保健師等との間で迅速な相談を行うことが可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

健康危機事案下の健康相談におけるスマートフォン等を活用した
映像通話システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 849

◎：条例第 11 条第 2 項に該当する情報

【電子計算機処理を行う個人情報】

◎対象者（要配慮者等）の傷病，体調等の心身に関する情報

- ・電話番号
- ・通話開始・終了日時
- ・通話時間
- ・対象者（要配慮者等）の位置情報（自宅，避難している避難所等）